



プレスリリース

2008年3月9日

国際捕鯨委員会、シーシェパードを非難

国際社会が日本の南極海鯨類捕獲調査に対するシーシェパードの違法妨害行為を非難した。

(財)日本鯨類研究所は国際捕鯨委員会(IWC)によるシーシェパード非難ならびにシーシェパード船「スティーブ・アーウィン号」の寄港国および船籍国に対する同団体を対象とした法的手段の施行というIWCの要請を歓迎する。

「シーシェパードの寄港国である豪州および国際海洋法の枠内で「スティーブ・アーウィン号」に対し法的承認を与えたオランダ(船籍国)を含める全てのIWC加盟国がシーシェパードの違法妨害行為を厳しく非難した」と、日本鯨類研究所の森本稔理事長が語った。

「豪州及びオランダはシーシェパードの反捕鯨妨害行為を非難する満場一致のIWC非難声明に参加した事実を歓迎するとともに、IWC加盟国としての両国がそれぞれの立場からシーシェパードに対し、しっかりとした対応を取っていただけると期待している」と、森本理事長が述べた。

「国際社会がシーシェパードに対し、日本の合法的な鯨類捕獲調査が妨害されず継続されるように南極海から離れるよう要請したのであり、また、寄港国のオーストラリア及び船籍国のオランダにも、シーシェパードに対し、できるだけの厳重な措置を講じるよう、要請した訳である」と、森本氏が説明。

IWC全会一致で合意されたシーシェパード非難声明は加盟国政府に対し、国際法、各国の国内法規制に基づき、いかなる措置を講じるとともに、洋上において人命や財産を危険にさらすシーシェパードの継続的妨害行為を阻止するよう、共に協力するよう要請している。

「国際社会の要請に応じるか、法律施行団体だという間違った幻想のもと、違法行為を犯し続けるか、シーシェパード及びそのカルトリーダーのポール・ワトソン次第だ」と森本理事長が強調した。

「IWC科学委員会が日本の鯨類捕獲調査を高く評価しているだけでなく、完全に合法的な調査活動であり、これからも続けられるだろう」と、森本氏が述べた。

シーシェパードは過去において、個人や複数国の代表団を脅迫した罪などのため、1987年より国際捕鯨委員会における全ての会議参加が禁止されている。

了